

〔 1の方法をとる場合で
婚姻要件具備証明書を発行していない国の場合 〕

- ・婚姻要件具備証明書の代わりとなるものとその日本語の訳文
- ・出典を明示した法文（婚姻法等）の写しとその日本語の訳文

を提出していただき、日本の役所で外国人の方の婚姻要件を判断することになります。
（婚姻要件を確認するのに法務局などを経由するため、婚姻届の受理に日数がかかる場合もあります。詳細については窓口にてお尋ねください。）

※当事者の身分関係を国が把握していないような場合（例えば特別永住者の方など）は「婚姻要件具備証明書が出ない」旨及び「自分は婚姻に関し、本国の法律に照らし合わせて、何の障害もないことを宣誓します」と本人が署名した申述書をもって婚姻要件具備証明書の代わりとすることもあります。（詳細については窓口にてお尋ねください。）

＊ 婚姻の成立及び方式

（法の適用に関する通則法第24条）

- ①婚姻の成立は、各当事者につき、その本国法による。
- ②婚姻の方式は、婚姻挙行地の法による。
- ③前項の規定にかかわらず、当事者の一方の本国法に適合する方式は、有効とする。ただし、日本において婚姻が挙行された場合において、当事者の一方が日本人であるときは、この限りでない。

＊ 訳文の添付について

（戸籍法施行規則第63条の2）

届書に添付する書類その他市町村長に提出する書類で外国語によって作成されたものについては、翻訳者を明らかにした訳文を添付しなければならない。

＊ 入国管理局での手続きについて

在留資格の取得や変更、入国などの手続きの際に、婚姻証明書等の書類の提出を求められる場合もありますので、必ず入国管理局で必要書類等について確認してください。